

使う側の人権意識が大切です

インターネットと人権



高度情報化社会が進展し、インターネットや電子メールは、だれでも情報を受信・発信できる手軽で便利なメディアとして、急速に普及しています。

その反面、匿名性(実際には発信者を特定することは可能)に関する誤った理解により、他人を誹謗中傷する書き込みや差別を助長する表現が電子メールで流されたり、インターネット上で拡散されたりするなど、人権に関わるさまざまな問題が発生しており、特に子どもが、保護者の目の届かない所で犯罪に巻き込まれ被害にあう事例が多発しています。

このような状況に対し、憲法の保障する表現の自由に配慮しながらも、人権を侵害する悪質な情報の掲載に関して、「プロバイダ責任制限法」(平成14年)、「個人情報保護法」(平成15年)、「出会い系サイト規制法」(平成20年改正)、「青少年インターネット環境整備法」(平成20年)等の法的な対応や業界の自主規制による対策が進みつつあります。

県では、「青少年愛護条例」を2009(平成21)年に改正し、保護者に対し、18歳未満の青少年が携帯電話契約時にフィルタリングを利用しない場合、正当な理由の申出書の提出を義務付けることや、2013(平成25)年度に「保護者のためのネット利用ガイドブック」を作成するなど、インターネット上の有害情報から青少年を保護するさまざまな取組を進めています。

フィルタリングとは

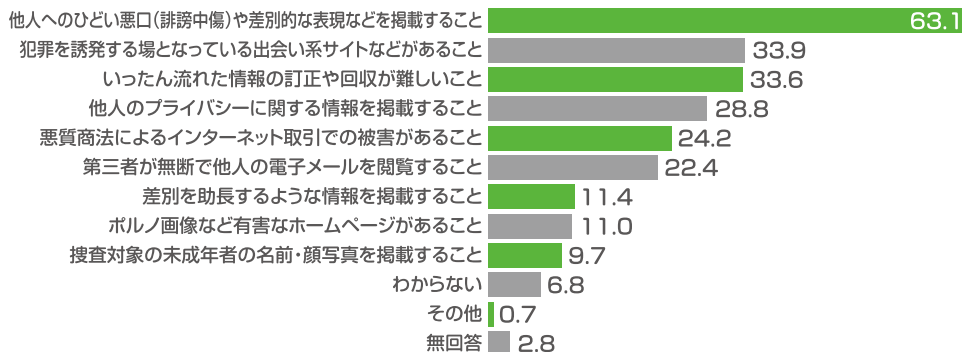
覚えてはばっくん
人権
キーワード

出会い系サイト、アダルトサイト等、青少年に見せたくないサイトの閲覧を制限する機能のことです。

フィルタリングを利用するには、携帯電話事業者が提供するフィルタリングサービスや、市販のフィルタリングソフトをインストールする方法があります。

Q インターネットを悪用した人権侵害に関する意識

インターネット(パソコン、スマートフォンなど)を悪用した人権侵害について、あなたが特に問題があると思われるのはどのようなことですか。●「平成25年度人権に関する県民意識調査」より ※複数回答(%)



基本的人権に立ち返ることから

災害と人権



2015(平成27)年1月17日は、阪神・淡路大震災から20年の節目になりました。兵庫県では、震災で得た経験と教訓を地域や世代を超えて継承・発信するため、「-1.17は忘れない-『伝える』『備える』『活かす』」をコンセプトに、日々の生活の中で減災を実践していく「災害文化」を発展させるとともに、今後は、安全な地域づくりを基本目標として取り組むこととしています。

また、2011(平成23)年に発生した東日本大震災やそれに伴う福島第一原発事故、その後も広島市や兵庫県丹波市の集中豪雨災害などが発生し、多くの人々が避難生活を余儀なくされています。

このように、災害は、人々の暮らしのすべてを奪い、理不尽な苦しみを強いるもので、こうした事態そのものが被災者の人権を大きく損ないます。

また、これに加え、避難生活の長期化に伴うトラブルや、放射線被ばくについての風評等に基づく差別的取扱い等、さまざまな人権問題が発生しています。中でも、高齢者や障害のある人、言葉の壁のある外国人など、いわゆる「災害弱者」と言われる人たちが受ける困難は、より大きなものになります。

災害時の人権侵害を防ぐためには、改めて「基本的人権の尊重」の原点に立ち返って考えることが大切です。

ハード面の支援だけでなく、「人と人のつながり」といったソフト面の支援を継続していくことによって、つながりの輪を広げていくことが、被災者の人権を守ることにつながります。

災害を他人事にせずに

災害には、自然災害に加えて、大規模な火事や爆発、事故、放射性物質の大量の放出などがあります。

これらの災害から、私たちの生命や身体、財産などを守るためには、お互いの人権を尊重しながら、自助・共助・公助が一体となった取組が必要です。

また、災害につながる可能性のある、地球温暖化や汚染物質による環境被害などといった地球環境に関わる問題は、一つの国だけではなく、多くの国の人々の人権に関わる問題でもあります。



7 人権文化をすすめるために

人権文化をすすめるためには、さまざまな人権課題の根底にあるものは何かと考え、人権の視点から見つめ直し、感性を高め、行動につながるように努めることが大切です。

人権課題に共通する意識(偏見や差別意識)について

海に浮かぶ氷山は、水面上にあらわれている部分とごく一部であり、ほとんどの部分は水面下に沈んでいます。私たちの社会にあるさまざまな人権課題は、ちょうどこの氷山の一角として水面上にあらわれている部分といえます。

水面上の個々の問題を解決するためには、温かい海水が水面下の氷を溶かしていくように、私たちの暮らしの中で、人を思いやり、大切にし、お互いを認め合えるような温かい人間関係を育み、心のつながりをもつことが必要です。

同和問題やインターネットによる人権侵害などとともに、女性や子ども、高齢者や障害のある人、外国人などに関する問題、東日本大震災に起因する人権問題など、さまざまな人権課題の根底には「偏見や差別意識」があります。

一つの課題について正しく理解し、気づき、具体的に行動していくことは、他の課題についても理解を深めることにつながります。

決して他人事とせず、自分自身のこととして受けとめ、向き合う姿勢が大切です。



人権感覚を磨きましょう

人権文化あふれる社会とは、一人ひとりが大切にされ、個人が個人としていきいきと輝いている社会です。私たち一人ひとりが人権感覚を磨き、意識を高め、人権尊重の社会をつくっていきましょう。

■ 自分を受け入れる

自分自身に肯定的な感情をもつこと、自分を価値ある存在だと思う気持ちを「自尊感情」と言います。欠点や短所も含めてまるごとの自分を受け入れ、「自分が好きだと感じること」「自分の価値を認めること」といった自分の存在を肯定する意識のことです。

自尊感情を高めるには、周囲から愛され温かく包まれているという感覚、友だちと話が通じ合えるという感覚、自分は努力し、やり通すことができるという感覚、今の自分のことが好きだという感覚をもつことが大切です。

■ 相手を思う想像力を育む

日常生活の中で、相手の人権について全く気づいていなかったり、そのことが深刻な問題であるという認識に欠けていたりして、知らず知らずのうちに他の人の人権を侵害してしまうことがあります。お互いの人権に配慮し相手を思う想像力を育むことが大切です。

■ 支え合う心をもつ

人は、一人で生きているわけではなく、お互いに支え合って生きています。他の人の人権を守ることが、自分自身の人権を守るにつながります。常に自分の人権と他の人の人権が共存していくように共生の心をもつことが大切です。

■ 感性を育む

日常生活において、自分の人権のみを主張することが、他の人の人権を侵害する場合があります。人権侵害を受けた当事者の声に耳を傾けたり、さまざまな情報に積極的に触れることなどを通して、人権侵害の痛みがわかる感性を育むことが大切です。

■ つながる命を感じる

今ある私たちの命は、祖先から受け継がれてきたものです。つまり、何百年も何千年も何万年も前の命とつながっているのです。祖先の中の一人でも欠けていれば、今の自分は存在しません。また、一人でも違う人だったとすれば、今の自分とは違う自分であるはず。そう考えれば、命の重さ、尊さを感じずにはいられません。

この尊い命を互いに守り合い、未来に受け継いでいくためには、人間以外の生き物や自然環境の保護など地球規模で考え、取り組む必要があります。私たちのかけがえのない命を、胸を張って未来にバトンタッチしたいものです。

8 資料編

日々の行動から取り組みましょう

人権文化をすすめるために、家庭、地域、職場、学校など日常生活の中で、私たちにできることは何でしょうか。

■ あいさつをする

人と人のコミュニケーションは気持ちのよいあいさつからはじまります。他の人を理解する出発となるのがあいさつです。

■ 関心を持ち 正しく知る

「愛の反対は憎しみではない 無関心だ」これは、マザー・テレサが残した言葉です。無関心でいること、苦しむ者にかかわりをもたずに傍観者であることが、憎しみ以上であるということです。

無関心でいると、正しい知識が得られないまま、誤った理解に陥ってしまいがちになります。それから生まれる固定観念(ステレオタイプ)による思い込みや決めつけがマイナスの感情と結びつくと、偏見になります。見かけや噂話でのみ判断するのではなく、関心を持ち、正しく知ろうとすることが大切です。

■ 違いを認め合う

社会は、さまざまな価値観をもった人やいろいろな年齢、国籍の人によって成り立っています。自分と異なる人を変わっているからと、排除したり、認めないというのではなく、一人ひとりがお互いの違いを認め、お互いの人権を尊重し、多様性を容認することが大切です。

■ さまざまな人と交流する

人を思いやり、心を通わせるためには、人のことをよく知り、理解することが大切です。そのためには、自分の心を開いて、年齢、性別、国籍などにこだわらず、さまざまな人と交流することが大切です。

日本国憲法(抄)

昭和21年11月3日 公布／昭和22年5月3日 施行

第11条(基本的人権の享有)

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条(自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止)

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条(個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉)

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条(法の下での平等・貴族の禁止・栄典)

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信條、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。(②、③略)

第19条(思想及び良心の自由)

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条(信教の自由)

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
②何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参

加することを強制されない。

③国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条(集会・結社・表現の自由・通信の秘密)

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

②検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条(居住・移転及び職業選択の自由・外国移住及び国籍離脱の自由)

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

②何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条(学問の自由)

学問の自由は、これを保障する。

第24条(家族生活における個人の尊厳と両性の平等)

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

(②略)

第25条(生存権、国の社会的使命)

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

(②略)

第26条(教育を受ける権利、教育の義務)

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

②すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条（勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止）

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
(②、③略)

第97条（基本的人権の本質）

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日 公布・施行

第1条（目的）

この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

第2条（定義）

この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

第3条（基本理念）

国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職場その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

第4条（国の責務）

国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第5条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第6条（国民の責務）

国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

第7条（基本計画の策定）

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

第8条（年次報告）

政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第9条（財政上の措置）

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

第1条（施行期日）

第2条（見直し）

兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針の骨子

平成13年3月 策定

指針の基本理念

人権尊重の理念に関して、家庭や学校、地域、職場などあらゆる場における教育及び啓発を進め、人権尊重の理念に関する県民の理解を深めることにより、人権の尊重が社会の文化として定着し、県民みんながお互いを認め合いながら共に生きる「共生社会」の実現をめざす。

指針の性格

- 県が進める人権尊重のための教育及び啓発にかかる施策の総合的な推進について、基本的な方向を示すものである。
- 市町にあっては、県の施策と連携した取組を期待するとともに、県民や企業、団体等様々な主体にあっては、この指針の趣旨に沿った自主的な取組を期待するものである。

1.人権尊重の理念

- 一人ひとりが、自らの人権を主張し行使するに当たって、自分の人権のみならず他人の人権についても正しい理解を持ち、自らの権利の行使に伴う責任を自覚することにより、他人の人権との共存を図っていくことが重要である。
- さらに、そのことが、日常生活の中で自然に態度や行動にあらわれるようになることが大切である。

2.あらゆる場における教育及び啓発

- 人権尊重の理念は、学習教材や啓発資料における理解を深めることはもとより、日常生活や社会活動を通して具体的に学んでいくことが大切である。
- 家庭、学校、地域、職場といった県民生活のあらゆる場において、県民一人ひとりのライフステージに合わせた教育及び啓発を進める。

(1) 家庭

- 親等が模範を示しながら、遊びやしつけ、家事などを通じて、豊かな情操や思いやりの心、自立心を育み、基本的な社会ルールなどを教えていくことが大切である。
- 家庭の教育力を高めるため、子育てに関する相談・支援や学習の支援、親自らの人権学習の支援、親子の体験学習の促進などを行う。

(2) 学校等

- 児童生徒等の発達段階に十分配慮しつつ、そ

れぞれの実態に即して創意に富んだ教育を行うことが大切である。

- 幼稚園、保育所では、生命の大切さに気づかせ、豊かな心情を育てるなど人権尊重の精神の芽生えが感性として生まれるよう努める。
- 小学校、中学校、高等学校では、人権教育を児童生徒の発達段階に応じてあらゆる教育活動に位置づけ、自然や地域などでの体験学習や外国人、高齢者等との交流を通して、豊かな人間性を育成するとともに、自立心や責任感を培っていく。また、人権にかかわる歴史や人権の意味、内容などへの理解を深める。
- 大学では、自治の精神にも配慮しつつ、人権尊重の理念についての理解を更に深める。また、私立学校等にも同様の趣旨に沿った教育及び啓発を奨励する。

(3) 地域

- 県民の学習の場であり、子どもたちが自立心を育み社会性を体験的に学ぶ場として重要な役割を担っている。
- 人権にかかる学習情報・教材の提供など県民の自主的学習活動の支援を行う。
- 地域における様々な団体や組織による社会奉仕活動や交流活動、文化活動、スポーツ活動などを通じて多様な学習活動が展開されるよう、リーダーの育成や実践活動の場・機会の提供等地域の教育力を高めるための支援を行う。

人権関係年表 (国内)

(4) 職場(企業等の事業所)

- 雇用や賃金面での差別的な取り扱いやいじめ、セクハラ等の人権問題の解消を図り、人権が尊重される職場づくりを進めることが大切である。
- 企業等の事業所の事業所内研修や実践活動等の自主的な取組を促進するため、経営者等に対する啓発や研修を行い、事業所内研修に際しての教材や情報の提供等を行う。

(5) 広域的な教育及び啓発活動

- 人権にかかわるイベントや啓発資料の作成など広域的な啓発活動をはじめ、市町職員等の人材育成、情報収集・提供、調査・研究等を行う。

3. 県職員等の啓発

- 人権尊重の理念に根ざした県政を推進するため、すべての県職員の研修の充実に努める。
- 特に人権に関わりの深い①教職員、②警察職員、③消防職員、④医療・保健関係者、⑤福祉関係者の研修の充実に努める。

4. 身近な人権課題

(1) 女性、(2) 子ども、(3) 高齢者、(4) 障害のある人、(5) 同和問題、(6) 外国人、(7) HIV感染者等、(8) その他の人権課題・アイヌの人々の問題、難病患者の人たち、ホームレスの人たち、刑を終えて出所した人々など、インターネット等を利用した人権侵害の問題など

5. 指針の総合的・効果的な推進

- 「兵庫県人権教育・啓発推進懇話会」や県民の意見を積極的に反映させる。
- 県、国、市町の人権関係機関及び人権関係団体のネットワークを強化する。
- 各部署が指針の趣旨に沿った施策に取り組むとともに、「兵庫県人権施策推進会議」において各施策のフォローアップを行い、施策の一体的・総合的な推進を図る。

1947.9.1	「労働基準法」制定
1947.12.12	「児童福祉法」制定
1948.12.21	「民法」改正
1950.5.4	「生活保護法」制定
1969.7.10	「同和对策事業特別措置法」施行
1982.3.31	「地域改善対策特別措置法」施行
1985.5.7	「男女雇用機会均等法」制定
1987.4.1	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法)施行
1993.12.3	「障害者基本法」施行
1994.9.28	「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法)施行
1995.12.16	「高齢社会対策基本法」施行
1996.12.13	男女共同参画推進本部「男女共同参画2000年プラン」を決定
1997.3.25	「人権擁護施策推進法」施行
1997.3.31	「地対財特法」の一部改正
1997.6.18	「男女雇用機会均等法」改正
1997.7.1	「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(アイヌ文化振興法)施行。「北海道旧土人保護法」廃止
1997.7.4	「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画」策定
1998.4.1	60歳以上定年制義務化(「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高齢者雇用安定法)一部改正)
1998.7.1	障害者雇用率(1.8%)の設定(「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)一部改正)
1999.4.1	「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」(精神薄弱者から知的障害者への用語改正)施行
1999.6.23	「男女共同参画社会基本法」施行

1999.7.29	人権擁護推進審議会「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」答申
1999.11.1	「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(児童買春、児童ポルノ禁止法)施行
2000.4.1	成年後見制度改正(「民法」一部改正等)
2000.4.1	指紋捺捺全廃(「外国人登録法」一部改正)
2000.10.1	「民事法律扶助法」施行
2000.11.1	「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」(犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律)(犯罪被害者保護法)施行
2000.11.15	「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(交通バリアフリー法)施行
2000.11.20	「児童虐待の防止等に関する法律」施行
2000.11.24	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(ストーカー規制法)施行
2000.12.6	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行
2001.5.25	人権擁護推進審議会が「人権救済制度の在り方について」(諮問第2号答申)を提出
2001.7.1	「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」施行
2001.8.5	「高齢者の居住の安定確保に関する法律」施行
2001.10.13	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行
2001.12.21	人権擁護推進審議会が「人権擁護委員制度の改革について」(諮問第2号)に対する追加答申)を提出
2001.12.28	「高齢社会対策大綱」閣議決定
2002.3.15	「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定
2002.4.1	「改正育児・介護休業法」施行
2002.5.27	「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」施行

2002.8.7	「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行
2002.10.1	「身体障害者補助犬法」施行
2002.12.24	「障害者基本計画」閣議決定
2003.5.30	「個人情報保護に関する法律」施行
2004.7.16	「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行
2004.12.8	「犯罪被害者等基本法」公布
2005.4.1	「犯罪被害者等基本法」施行
2005.4.1	「発達障害者支援法」施行
2005.10.21	「介護保険法」改正
2006.4.1	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行
2006.4.1	「高齢者雇用安定法」改正
2006.4.1	「公益通報者保護法」施行
2006.4.1	「障害者自立支援法」施行
2006.6.23	「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」(北朝鮮人権法)施行
2006.12.20	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)施行
2008.6.6	「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」衆参両院で採択
2008.6.18	「ハンセン病解決の促進に関する法律」(ハンセン病問題基本法)成立
2009.4.1	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備等に関する法律」(青少年インターネット環境整備法)施行
2009.12.22	「人身取引対策行動計画2009」策定
2010.4.1	「子ども・若者育成支援推進法」施行
2010.12.17	「第三次男女共同参画基本計画」策定
2011.3.25	「第二次犯罪被害者等基本計画」策定
2011.4.1	「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更
2012.3.21	「JIS Z 26000」制定
2012.10.1	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)施行
2013.6.30	「改正公職選挙法」施行
2013.9.28	「いじめ防止対策推進法」施行
2013.10.3	「改正ストーカー規制法」施行
2016.4.1	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)施行予定

兵庫県の主な人権相談窓口

名称	内容	実施場所	電話番号・FAX番号	体制	方法
人権相談	人権問題に関する相談	神戸地方方法務局 人権擁護課	078-392-1821	人権擁護委員	電話 面接
		兵庫県人権啓発協会 (県立のじぎく会館内)	T078-242-5355 F078-242-5360	相談員	来訪 電話 文書
県民相談	各種(14部門) 相談窓口	兵庫県民 総合相談センター	(代) 078-360-8511	専門相談員 弁護士等	電話 面談 等
女性問題相談	悩みの相談 (女性対象)	県立男女共同 参画センター	078-360-8551	心理カウンセラー (女性)	電話 面接
	男性のための相談 (男性対象)		078-360-8553	心理カウンセラー (男性)	電話
	一般相談	各県民局		嘱託員(女性)	来訪 電話 文書
女性相談	女性に対する 相談指導	県立女性家庭センター	078-732-7700	相談員(女性)	電話
ひょうごっ子 悩み相談	児童生徒の悩みや 子どもの教育に 関する悩みについて	ひょうごっ子 悩み相談センター 各教育事務所分室	0120-783-111	カウンセラー・ 教育相談員・ 指導主事	電話 面接
ひょうごっ子 「ネットいじめ 情報」相談	インターネット上の トラブル等の相談	ひょうごっ子 「ネットいじめ情報」 相談窓口	T06-4868-3395 F06-4868-3396	相談員	電話 FAX 等
外来相談・ 福祉ダイヤル 相談	不登校問題を 中心に心の悩みの 相談	県立清水が丘学園	078-943-0501	精神科医師 心理治療士	来訪 電話
児童虐待防止 24時間 ホットライン	児童虐待に関する 相談	中央こども家庭センター 西宮こども家庭センター 川西こども家庭センター 姫路こども家庭センター 豊岡こども家庭センター	078-921-9119 0798-74-9119 072-759-7799 079-294-9119 0796-22-9119	電話相談員	電話
高齢者 総合相談	一般相談	中央高齢者 総合相談センター (兵庫県民総合相談 センター内) 各県民局の高齢者 総合相談センター	0120-01-7830	相談員 協力員	来訪 電話
	介護相談			保健師	
	高齢者虐待相談			(社)認知症の人と 家族の会会員	
	認知症高齢者 家族相談				
身体障害者 知的障害者 相談	療育・生活・ 施設入所・就学など	各相談員の自宅 詳細は、県健康福祉事務所(保健所)、 市福祉事務所、町役場		相談員	来訪 電話

名称	内容	実施場所	電話番号・FAX番号	体制	方法	
障害者 ホットライン	総合相談 窓口	人権問題・財産等 各種相談指導	兵庫県身体障害者 福祉協会	T078-230-9545 F078-230-9553	相談員	電話 FAX 文書
	身体障害者 相談	身体障害者にかかる 各種相談指導	兵庫県身体障害者 福祉協会	T078-242-4620 F078-242-4260		
	知的障害者 相談	知的障害者にかかる 各種相談指導	兵庫県手をつなぐ 育成会	T078-242-4644 F078-242-4069		
	精神障害者 相談	精神障害者にかかる 各種相談	兵庫県精神福祉 家族会連合会	T078-891-3886		電話
	聴覚障害者 相談	聴覚障害者にかかる 各種相談指導	県立聴覚障害者 情報センター	T078-805-4175 F078-805-4192		電話 FAX
障害者虐待 相談	使用者による 虐待に関する 通報窓口	兵庫県障害者 権利擁護センター ※養護者・施設従事者 等による虐待は 各市町虐待防止 センターで受付	T078-362-3834 F078-362-3911	職員	電話 FAX	
震災障害者 相談	阪神・淡路大震災で 被災し、 障害を負った方 またはその家族の さまざまな悩み に関する事	防災企画局 復興支援課	078-362-9816	復興支援課職員	電話 来訪	
外国人県民 相談	多言語による 生活・法律相談 (対応言語) 日本語・英語・ 中国語・スペイン語・ ポルトガル語	兵庫県国際交流協会 外国人県民 インフォメーション センター (兵庫県民総合相談 センター内)	078-382-2052	嘱託 法律相談は 弁護士	電話 面談	
外国人県民 教育相談	就学・進学相談 日本語指導	兵庫県教育委員会 子ども多文化 共生センター (県立国際高等学校内)	0797-35-4537	指導主事等	電話 面談	
兵庫県警相談	県警なんでも相談	本部県民広報課	短縮 #9110	相談担当者等	電話 面談 等	
	少年の 悩みごとの相談・ インターネット 安全利用	本部少年育成課 少年相談室 (ヤングトーク)	0120-786-109	少年相談専門 カウンセラー (女性)		
	暴力(団)に ついての相談・情報	本部暴力団対策課	0120-20-8930	相談担当者等		
県職員の相談	相談全般	職員課職員相談室 各県民局等担当部署	078-362-3125	相談員	電話	
教職員の相談	(退職者を含む) 相談全般	兵庫県教育委員会 福利厚生課 教職員相談室	078-362-3768 0120-774-860	嘱託	電話	